	【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

２　スキャナについては、平成26年度の１年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成25年２月５日閣議決定）のスキャナに係る判断の基準を満たすことをもって特定調達物品等とみなすこととする。

表１　スキャナに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
15分	≦2.5W	≦0.5W

備考）１　「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

２　スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表２の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

３　消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件　画像機器の製品基準　画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン2.0」による。

表２　追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度ｒ（Mbit／秒）	詳　　細	追加機能許容値（W）
インターフェース	有線	ｒ＜20	例：USB１.x、ＩＥＥＥ488、ＩＥＥＥ1284／パラレル／セントロニクス、ＲＳ232Ｃ	0.2
		20≦ｒ＜500	例：USB２.x、ＩＥＥＥ1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mbイーサネット	0.4
		ｒ≧500	例：USB３.x、１Gbイーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	無線、無線周波数（ＲＦ）	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線（ＩＲ）	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、１回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、ＲＡＭに応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5／ＧＢ
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用 例：冷陰極蛍光ランプ（ＣＣＦＬ）あるいは、発光ダイオード（ＬＥＤ）、ハロゲン、熱陰極蛍光管（ＨＣＦＴ）、キセノン又は管状蛍光灯（ＴＬ）技術等のＣＣＦＬではない他の技術（ランプの大きさ、又は採用されているランプ／電球の数に関係なく、１回のみ適用される）。	0.5
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力（Pout）が10Wを超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02×（Pout－10.0）
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスクドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0.15

備考）　追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能の許容値の数は２以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

⑵　目標の立て方

当該年度のスキャナの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

５－６　磁気ディスク装置

⑴　品目及び判断の基準等

磁気ディスク装置	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。